事業番号	11 08 06	事業改善ン一ト(25年度美施事業分)	口予算要	要求	口当初予算簿	〖 □補正予算案 ■点検			
				部局	建設部				
事 業 名	住宅総務費				課·室	都市・まちづくり課 建築住宅課			
総合5か年 計画	プロジェクト			当課	E-mail	toshi-machi@pref.nagano.lg.jp kenchiku@pref.nagano.lg.jp			
計画	施策の総合的展開		PIX	実施期間	S25 ∼				

目指す姿 法令等で規定されている事項の調査、審議、同意又は議決等を適正に行う。

> |建築審査会(H24年度 5回) 建築基準法の規定に基づく同意、建築基準法第94条第1項の審査請求に対する裁決他 長野県建築士審査会(H24年度 3回) 二級・木造建築士試験に関する事務、二級・木造建築士に対する処分の同意他 長野県開発審査会(H24年度 6回) 市街化調整区域における許可の審議、都市計画法第50条第1項に規定する審査請求に 対する裁決他

長野県景観審議会(H24年度 3回) 長野県農村景観育成方針の策定等

県が関与 する理由

現状

【左記の説明、根拠法令等】 県でなければ実施不可(法令等義務)

建築審查会-建築基準法第78条、建築士審查会-建築士法第28条

開発審查会-都市計画法第78条、景観審議会-長野県景観条例第34条 県民との協働による実施: 困難

① 成果目標(H25)

建築審査会(6回) 建築基準法の規定に基づく同意、建築基準法第94条第1項の審査請求に対する裁決他 長野県建築士審査会(4回) 二級・木造建築士試験に関する事務、二級・木造建築士に対する処分の同意他 長野県開発審査会(6回) 市街化調整区域における許可の審議、都市計画法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決他 長野県景観審議会(2回) 長野県景観育成計画の策定及び変更等又は屋外広告物禁止地域、許可地域特別指定等

事業内容

رك	尹耒N谷					/ -	4位・1 円/
		実施方法	H25事業実績	H2	H26		
		天旭カ伝	П23爭未天順		(当初)	(決算)	(当初)
	長野県建築審査会	直接	・建築基準法の規定に基づく同意、建築基 条第1項の審査請求に対する裁決他		676	318	702
	長野県建築士審査会	直接	・二級・木造建築士試験に関する事務、二 築士に対する処分の同意他		225	169	225
	長野県開発審査会	直接	・市街化調整区域における許可の審議、都 第50条第1項に規定する審査請求に対する	る裁決他	652	581	686
	長野県景観審議会	直接	・長野県景観育成計画の策定及び変更等 告物禁止地域、許可地域の指定等	又は屋外広	570	369	552
				合計	2,123	1,437	2,165

	2	区 分(単位:千円)		23年度	24年度	25年度	26年度
		前年度繰越		0	0	0	0
	予算額		当初予算	2,111	2,152	2,123	2,165
事			補正予算	0	0	0	0
業			合計(A)	2,111	2,152	2,123	2,165
^			国庫支出金	0	0	0	0
⊐			県 債	0	0	0	0
_	財派	亰	その他()	1,862	1,903	1,838	1,889
ス			一般財源	249	249	285	276
۲	決		算 額(B)	1,050	1,987	1,437	
	概 算人件图		職員数(人)	0.70	0.70	0.70	0.70
			概算人件費(C)	5,781	5,781	5,781	5,781
	概算	算事業費(B(A)+C)		6,831	7,768	7,218	7,946

成果目標の達成状況								
項目	H24末		H26					
快日	(実績)	目標	成果	達成状況	目標			
長野県 建築審査会	4 回	6 回	4 回	未達成	1			
長野県 建築士審査会	3 回	3 回	3 回	達成	_			
長野県 開発審査会	6 回	6 回	6 回	達成				
長野県 景観審議会	3 回	2 回	1 回	未達成	_			

目標に対 する成果 の状況

建築審査会:4回開催、許可申請について適宜審議し同意 建築士審査会: 3回開催、建築士試験に関する審議を適宜実施

開発審査会:6回開催、27件を審議・議決

景観審議会:1回開催(他に専門委員会を2回開催)

2 今後の事業の方向性

□ 事業を実施しない □ 事業を見直して実施 ■ 事業を現行どおり実施 今後、事業 をどのよう にしていき 関係法令を遵守し、審査会等について引き続き適正な事務を行う。 たいか